令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省7(XⅢ-2-1))

政策評価に関する有識者会議 福祉・年金WG(第17回)

令和7年2月26日

3 - 1

大臣官房情報化担当参事官室 |大臣官房参事官(情報化担当) 岡部 史哉 |データヘルス改革を推進すること(XⅢ-2-1) |保険局医療介護連携政策課 担当 保険データ企画室長 河合 篤史 施策目標名(政策体系上の位置付け) 基本目標XIII:国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること |医政局特定医薬品開発支援・医療情 作成責任者名 部局名 医政局参事官(特定医薬品開発支援・医療情報担当) 田中彰子 報担当参事官室 施策大目標2:健康・医療・介護分野の情報化を推進すること 医薬局総務課長 重元 博道 医薬局総務課 「データヘルス改革に関する工程表」(令和3年6月策定)に沿って、着実に取組を推進し、 全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大 施策の概要 電子処方箋の仕組みの構築 自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大 などの実現を図る。 |我が国においては、世界的にも類をみない早さで高齢化が進行しており、2023年現在で高齢化率29.1%となっており、総人口についても、長期にわたる人口減少過程に入っているところである。 |世界に先駆けて超高齢社会に直面する中、国民の健康寿命の延伸を図るとともに、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来世代が安心して暮らしていけるようにしていくことが、今後の我が国の継続的な発展のために不可欠である。 |こうした中で、保健・医療・介護の情報について、その利活用を積極的に推進していくことが、個人の健康増進に寄与するとともに、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的・効果的な医療等各種サービスの提供を行っていく上で、非常に重要となっている。 |また、毎年のように各地で自然災害が発生し、我が国のあらゆる分野に大きな影響を与えている状況にあり、安全保障や危機管理の観点からも、こうした情報の利活用を積極的に推進していくことが不可欠となっている。またその際には、医療分野等のセキュリティ対策を強化していくことが必須となっている。 |<全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大>| 「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)に基づき、医療機関等との間で電子カルテ情報等を共有・交換する電子カルテ情報共有サービスを構築中であり、令和7年1月から全国複数個所においてモデル事業を開始し、令和7年度中の本格運用を目指す。 施策を取り巻く現状 |<自身の保健医療情報を活用できる仕組み> ・今後は、令和7年度中に運用開始予定の電子カルテ情報共有サービスを活用し自身の電子カルテ情報等を閲覧・活用が可能となる予定である。 ・オンライン資格確認により、マイナポータル上で自身の保健医療情報を閲覧できるほか、医療機関等において患者の同意を取得して保健医療情報を閲覧することが可能であり、患者自身がより良い医療を受けられる環境となっている。 |<電子処方箋の仕組みの構築>| ・令和5年1月から全国で運用を開始し、「フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)、「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)に基づき、令和7年3月末までにオンライン資格確認を導入した概ね全ての医療機関・薬局へ電子処方箋に導入を進めることを目標としていたが、電子処方箋 ┃の新たな目標については令和7年夏を目処に見直しを行う。 |デジタル化を通じた強靱な社会保障を構築するため、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進める必要がある。 施策実現のための課題 達成目標/課題との対応関係 達成目標の設定理由 目標1 各課題に対応した達成目標 データヘルス改革に関する工程表に沿って、着実に取組を推進 「全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大」、「電子処方箋の仕組みの構築」、「自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大」などの実現を図るため。 (課題1) 達成目標1について 年度ごとの目標値(参考値) 測定指標(アウトカム、アウトプット) 年度ごとの実績値 目標値 測定指標の選定理由 目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 ※数字に〇を付した指標は主要な指標 基準年度 目標年度 令和3年度|令和4年度|令和5年度|令和6年度|令和7年度 ・保健医療分野における情報連携を進める上で、その基盤となる医療情報シス |テム(電子カルテ)の普及率を指標とする。 85% 一般病院(400床以上)における電子カルテ普及率については、令和2年度に 91.2%を達成し、令和5年度には93.7%で上昇を維持しているところ。今後は一般 病院(200床以上399床以下)における電子カルテの普及率を測定指標とする。 -般病院(200床以上)について、まずは精神病床単独の病院を除く病院において電子カルテの普及を進めるため、この数値を目標と |全国の医療機関における電子カルテ普 て掲げる。 ・当該普及率については、厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室が実 |及率(一般病院200床以上399床以下) 令和2年度 85% 令和8年度 80.5% ||施している「医療施設(静態)調査」を利用する。(3年に一度の調査) (アウトカム) 日本再興戦略(閣議決定)等において、「2020年度までに400床以上の一般病院における電子カルテの普及率を90%」にするとの目標 |(参考)令和5年度実績値79.2%は、分母:200床以上399床以下の一般病院の を掲げており、該当の目標は達成したため。次は200床以上399床以下の一般病院にて目標を設定した。 |数(1,207)、分子:200床以上399床以下の電子カルテを導入している一般病院 |の数(956)から算出したもの。 79.2% |※なお、次回の「医療施設(静態)調査」(令和8年)の結果が判明するのは令和 9年秋頃の予定であることから、令和8年夏に本指標の実績を評価する際は、 令和5年度の目標値と実績値の状況によって評価を行う。 オンライン資格確認の導入は、医療機関等において、安心・安全で質の高い医 全ての医療 全ての医療 本格運用 療を提供するための医療DXの基盤の整備につながるものであり、データヘル 機関・薬局 |機関・薬局 開始 ス改革の推進にも資するものであるから、この測定指標を選定した。 に導入 に導入 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)のフォローアップにおいて、2022年度 ※実績値に係る実数 |末までに概ね全ての医療機関及び薬局へのシステムの導入を進めることとされた。 |保険医療機関・薬局のオンライン資格確 :【令和3年度】分子=130,789 機関/分母=229,106機関(厚生局に登録された甘また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ、2023年4月から保険医療機関・薬局にオンライン |認導入に係る補助(顔認証カードリー| 保険医療機関・薬局) 資格確認の導入を原則義務付けるとともに、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局に経過措置を設けた。 ダー交付件数) 【令和4年度】分子=211,780機関/分母=222,375機関(令和5年2月診療分 (アウトプット) なお、医療機関等に対しては、顔認証付カードリーダーの無償提供を受けたことを前提に、令和6年度以降、ソフトウェア・機器等の導 |のレセプトに基づく保険医療機関・薬局) 【令和5年度】分子=213,221機関/分母=221,996機関(令和6年2月診療分 | 入等に係る費用補助事業を継続している。 96.0% 57.1% 95.2% |のレセプトに基づく保険医療機関・薬局) 【※本指標は令和5年度まで】

3	全国の医療機関等におけるオンライン資格確認の運用開始施設数(アウトカム)	-	_	100%	令和	本格運用 開始 	全ての医療 機関・薬局 に導入 62.0%	聚全ての医療 機関·薬局 に導入 94.0%	主じの医療 主じの医療	療を提供するためのほ ス改革の推進にも資す ※実績値に係る実数 :【令和3年度】分子= 保険医療機関・薬局) 【令和4年度】分子= のレセプトに基づく保	32,990機関/ガロー229,100機関(厚生局に登録された :137,858機関/分母=222,375機関(令和5年2月診療分 食医療機関・薬局) :208,620機関/分母=221,996機関(令和6年2月診療分	「新しい資本主義のグラン 末までに概ね全ての医療 また、「経済財政運営とご	ンドデザイン及び実行計画・フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定)のフォローアップにおいて、2022年度 歴機関及び薬局へのシステムの導入を進めることとされた。 対革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ、2023年4月から保険医療機関・薬局にオンライン 義務付けるとともに、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局に経過措置を設けた。
4	全国の医療機関等における電子処方箋システムの運用開始施設数(アウトカム)	_	令和7年夏 を目処に目 令和7年夏を 一 で見直し を行った 後、設定す る。		を目処に目標 行った後、設 	1.5%	オンライン 資格確認 ステム連 開始施設 の90%	オンライン 資格確認シ ステムを導 入した概ね 全ての医療 機関・薬局 を制処に目 を行った 後、設定す る。	進むことで、、2025年代において、2025年で、がが期でで、2025年で、がが期でで、2025年で	:19,424機関/分母=208,620機関(令和6年3月31日時 用開始した医療機関・薬局数/オンライン資格確認システ 関・薬局数) :○○機関/分母=○○機関(令和7年3月30日時点の 始した医療機関・薬局数/オンライン資格確認システムを	(新たな目標は令和7年]	夏を目処に見直しを行う予定である。)	
	達成手段1	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度 予算額 執行額	令和7年度予 算額	関連する 指標番号				達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				行政事業レビューシート予算事業ID
(1)	医療情報システム等標準化推進事業 (平成16年度)	83百万円	83百万円		1	電子カルテ等医療情報シ	ノステムで使用	用するため、必	要な共通の情報基盤となる	な共通の情報基盤となる用語・コードについて整備・維持管理・普及促進を行い、医療機関が無償でダウンロ			002060
(2)	社会保障·税番号活用推進事業(医療保険 者等) (令和4年度)	15,523 百万円 7,317 百万円	9,232 百万円		2 マイナンバー制度のインフラを活用して、保険医療機関等において医療保険のオンライン資格確認等を実施するためのシステムの設計・開発を行う。								002970
(3)	医療提供体制設備整備交付金 (令和元年度)	28,909 百万円 17,199 百万円 18,909 百万円 17,199 社会保険診療報酬支払基金に医療情報化支援基金を創設し、以下の事業を行う。 (①オンライン資格確認の導入に同けた医療機関・薬局のシステム整備の支援 社会保険診療報酬支払基金に医療情報化支援基金を創設し、以下の事業を行う。 (①オンライン資格確認を円滑に導入するため、保険医療機関・薬局、訪問看護ステーション等での初期導入経費(システム整備・改修等)を補助 (② 電子カルテシステム等の改修について、電子カルテ情報共有サービスに接続することを前提に、電子カルテ情報・文書をFHIR に基づいた形式に変換し、電子的に送受信するために必要な改修等にかいる費用について補助。 (③ 電子処方箋導入を関・薬局のシステム整備の支援										002002	
(4)	電子処方箋管理サービスの導入に向けた 医療機関等のシステム整備の支援のため の事業等	5,592 百万円 4,106 百万円	日 百万円 ②電子処方箋の利活用・普及を促進するため、導入済 広報を実施する。 ③先行して電子処方箋の基本機能を導入した医療機関 ④重複投薬等の抑制等のため、都道府県が第四期医 助成を補助する。						改修、医療機関・薬局にシステムを導入するシステム事業者に対して新機能の連携テスト等の技術支援を行う費用の補助。 その施設等から得られた課題等の情報を整理し、実情を踏まえた医療機関・薬局に対する普及方策や国民に向けた効果的な周知 関・薬局に対する、電子処方箋管理サービスの新機能導入費用の補助を実施する。 ・療費適正化計画に基づき実施する電子処方箋の活用、普及の促進施策に関して、環境整備として行う医療機関等への導入費用 管理サービスの導入に係る費用について補助を行う。				019867 019869 019879 019884
	施策の予算額(千円)	令和5年度 50,107,000				令和6年度 51,592,000			令		令和7年度		令和8年度
	施策の執行額(千円)			40,414,000	##p TI A 1 4-1						701		関係部分(概要・記載箇所)
	施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」 「成長戦略等の フォローアップ」						年月日 令和6年6月21日閣議決定 令和5年6月16日閣議決定		「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」 2. DX (3) DX投資促進に向けた環境整備 ④医療・介護のDX 医療・介護のDX 医療・介護の情報を共有可能とする全国医療情報プラットフォームの核となる電子カルテ情報共有サービスを来年度に本格稼働すべく、システム構築を進める。また、診療報酬の算定と患者の窓口負担金計算を行う共通算定システムを2026年度に本格的に提供すべく、開発を進める。 「成長戦略等の フォローアップ」 II.「GX・DX等への投資」関連のフォローアップ 2.「DX J関連 (医療のDX) ・2024年4月を目途に、居宅でのオンライン資格確認や、資格情報のみの取得が可能なオンライン資格確認ができるようにシステム導入支援等を行う。また、2024年4月を目途に、マイナンバーカードの電子証明書機能がスマートフォンに搭載される状況を踏まえつつ、スマートフォンでのオンライン資格確認が可能となるようにする。 ・質の高い個人健康情報(PHR)の活用による再生・細胞医療・遺伝子治療の臨床効果の検証やウイルスベクター生産技術の開発を促し、患者がより効果的な医療サービスを受けることができる措置を2023年度中に検討し、所要の措置を講ずる。		